

阿蘇市農業委員会「農地利用最適化推進委員」募集要項

1 農地利用最適化推進委員の募集内容

- ・ 募集人数 21名
 - ・ 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）
 - ・ 身分 阿蘇市の特別職の非常勤職員
 - ・ 職務内容
 - (1) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る現地での調査・指導等の活動。
 - (2) 担当区域内の農地に係る利用状況調査
 - (3) 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述
 - (4) 会議や研修会等への参加など
- ※ 農業委員会と連携して業務を行います。

- ・ 委員報酬 年額210,000円

2 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する者は推薦・応募できません

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 阿蘇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等であるもの
- (4) 阿蘇市が設置する他の附属機関の委員である者
- (5) 阿蘇市に住所を有しない者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない
- (6) 現に国会議員、県議会議員又は阿蘇市職員（臨時及び非常勤職員は除く）である者
- (7) 農業委員の地位を政治活動や布教活動に利用しようとする者

3 推薦及び応募に係る手続き等

提出書類に必要事項を記入の上、下記添付書類を添えて、郵送または持参により、阿蘇市農業委員会事務局へご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 提出書類 農地利用最適化推進委員推薦・応募申込書
- (2) 添付書類
 - ・ 推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内の本籍が記載されているもの）
- (3) 様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、阿蘇市のホームページからもダウンロードできます。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
農業委員会事務局	阿蘇市一の宮町宮地504番地1	22-3254

4 推薦又は応募の重複について

同一の方が、農業委員と農地利用最適化推進委員の双方に推薦を受けること又は応募することはできますが、双方の委員を兼ねることはできません。

5 受付期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月28日（金）まで【必着】

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

6 選任方法

阿蘇市農地利用最適化推進委員評価委員会において、提出された書類を基に推薦を受ける者及び応募者の評価を行います。（必要に応じて面接を行うことがあります。）その後、農業委員会が委嘱します。

なお、選任結果は、推薦する者及び推薦を受ける者並びに応募者の全員に文書で通知します。

7 情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、阿蘇市のホームページで次の内容を公表します。

（1）推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数

（2）応募をした者の数及びそのうちの認定農業者の数

8 注意事項

（1）提出された申込書等は、返却しません。

（2）推薦又は応募にかかる経費は、すべて推薦者又は応募者の負担となります。

（3）申込書に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会します。

9 問合せ先

〒869-2695

阿蘇市一の宮町宮地504番地1

阿蘇市農業委員会事務局

【電話】0967-22-3254 【FAX】0967-22-4566

【別表】

農地利用最適化推進委員が担当する区域

区 域 名	区 域	委員数
宮地区	阿蘇市一の宮町宮地	2人
古城区	阿蘇市一の宮町手野、三野、北坂梨	2人
中通区	阿蘇市一の宮町中通、荻の草	1人
坂梨区	阿蘇市一の宮町坂梨	1人
内牧区	阿蘇市内牧、南宮原、湯浦、西湯浦、小里、西小里、三久保、山田のうち茗ヶ原	2人
黒川区	阿蘇市役犬原、西町、竹原、蔵原、黒川、乙姫	4人
永水区	阿蘇市永草、赤水、無田、車帰	2人
尾ヶ石区	阿蘇市狩尾、跡ヶ瀬、的石	2人
山田区	阿蘇市山田（茗ヶ原を除く）、小池、小倉、黒流、今町、小野田	2人
波野区	阿蘇市波野の全域	3人